

町税等の納付は

便利!

安心!

口座振替

をご利用ください!

こんなに便利です!

- ・一度手続きされると自動的に振替納付が毎年継続されます!
- ・現金を持ち歩く必要がなく安全です!
- ・支払いの手間もかからず納付に出向く必要がありません!
- ・自動で期日に引き落とされるため、納付忘れがありません!



◀ 口座振替できる税金・料金 ▶

町・県民税 (普通徴収)

固定資産税

軽自動車税

国民健康保険税

町営住宅使用料

保育料

1号介護保険料

後期高齢者医療保険料

※上下水道使用料は別申込となります。

◀ 申し込み方法とおもな流れ ▶

役場本庁、綾上支所、町内の香川県農業協同組合、百十四銀行、香川銀行、ゆうちょ銀行及び高松信用金庫国分寺支店に口座振替依頼書を備え付けております。必要事項をご記入・押印の上、ご指定金融機関窓口へ提出をお願いします。

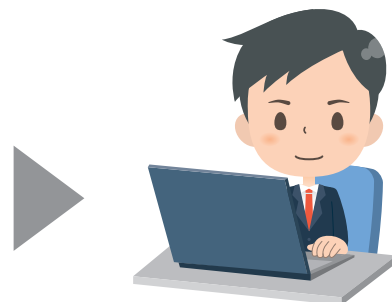
※申し込みから、口座振替登録完了まで2週間から3週間かかります。お早めにお申し込みください。



ご指定金融機関へご提出



金融機関にて届出印照合等
確認の上、役場へ回送



役場担当課にて入力が済むと
登録完了

口座振替に関するQ&A

Q1 どの金融機関を利用できますか？

A1 香川県農業協同組合、百十四銀行、香川銀行、高松信用金庫、ゆうちょ銀行（各全店舗）です。

Q2 口座振替依頼書はどこにありますか？

A2 役場本庁、綾上支所窓口、**町内の**香川県農業協同組合、百十四銀行、香川銀行、郵便局窓口及び高松信用金庫国分寺支店にございます。

Q3 振替口座を現在利用している口座を廃止、または別口座へ変更したいのですが？

A3 廃止・変更される場合、振替依頼書で口座廃止・変更の申請をお願いします。

Q4 口座振替で登録している住民税・保険税（料）は年金天引きにはならないのですか？

A4 口座振替の対象となるのは、普通徴収分（納付書該当分）ですので、年金天引き（特別徴収）の対象になる方は自動的に年金天引きになります。また、年金天引き（特別徴収）から普通徴収へ変更になった場合も、以前に口座振替の登録が有りましたら口座振替での納付になります。

Q5 うっかりして残高が不足してしまいました。どうしたらよいですか？

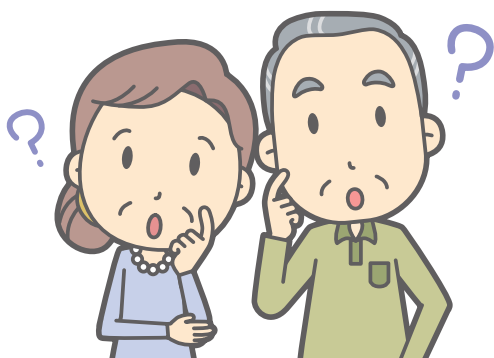
A5 口座振替の期日に残高不足等で振替不能になった場合は、振替結果確認後に納付書をお送りしますので、届き次第お早めにお納めください。

Q6 領収書は発行されないのですか？ 振替を確認するものはありますか？

A6 口座振替分については、領収書は発行されません。期別振替の税・保険料は毎年3月、全期前納振替の税は全納振替確認後に当該年度分の振替済通知書をお送りしております。軽自動車税は振替確認後、納税証明を兼ねた振替済通知書をお送りしております。住宅使用料・保育料の振替済通知書については、住宅使用料は翌年度4月末日付で送付、保育料はお申し出により発行いたします。

Q7 口座振替にしているのに納付書が届いたのですが？

A7 口座振替は現年度分がご利用対象になります。過去の年度分や、通常納期以外の時期の納付分については口座振替になりません。もし納付書が届きましたら、お忘れのないよう納付をお願いします。



～お問い合わせ先～

綾川町役場 下記担当課

- ・ 町税、保険料の振替については、 税務課 087-876-5284
- ・ 保育料の振替については、 子育て支援課 087-876-6510
- ・ 町営住宅使用料については、 建設課 087-876-5280